

## 滋賀県スポーツ協会指定管理施設の一部開館について

新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として、指定管理施設を休館しておりましたが、下記の対象施設においては、感染症予防対策を講じたうえで、開館することとしましたので、お知らせいたします。

ご利用の皆様には引き続きご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 対象施設

- ・彦根総合運動場野球場（屋内施設を除く。）※
- ・琵琶湖漕艇場（艇の貸出、屋内施設を除く。）※
- ・長浜バイオ大学ドーム（屋外テニスコート、屋外グラウンドに限る。）
- ・柳が崎ヨットハーバー

### 2 開館時期

- ・令和2年5月18日（月）

月曜日が休館の施設（「※」印の施設）は、5月19日（火）からの開館となります。

### 3 主な感染症予防対策

#### （1）利用にあたって

- ・施設内に手指消毒用アルコールを設置していますので、必ず消毒してください。
- ・発熱・咳などの症状のある方はご来館をお控えください。
- ・利用中は、密集・密接にならないようご注意ください。
- ・当分の間、県外からのご来館はお控えください。

#### （2）施設職員について

- ・施設職員はマスクを着用し、手洗い、うがいを徹底します。
- ・毎日、体温の測定を行い、発熱や咳などの症状のある職員は業務を行いません。

#### （3）施設設備について

- ・施設の定期的な換気や消毒を実施します。
- ・受付カウンターには、透明ビニールカーテン等の感染防止対策を行います。
- ・更衣室、シャワー室等の屋内施設の使用を停止します。

### 4 その他

- ・上記の対象施設以外の当協会指定管理施設については、引き続き休館します。
- ・各施設が実施している自主事業については、引き続き実施を見送ります。
- ・感染症予防対策は、今後の状況に応じて変更する場合があります。
- ・県内の感染症拡大の状況等に応じて再度休館する場合があります。